株式会社八十二銀行

仕事と治療の両立支援制度の拡充について

八十二銀行(頭取 松下 正樹)は、2023年1月より、仕事と治療の両立支援制度である私傷病特別休暇制度を拡充いたします。これにより、職員が治療を受けながら安心して働き続けることができる職場づくりをさらに促進します。

以下に概要をお知らせいたします。

- 1. 私傷病特別休暇制度の改正目的
- (1) 不妊治療との両立支援
- (2) がんの通院治療等との両立支援
- 2. 私傷病特別休暇制度の内容
- (1) 私傷病特別休暇制度は、私傷病により長期間の療養が必要と医師が認めた場合、最大 60 日の特別有給休暇を付与する制度です。
- (2) 2023年1月より、以下のとおり通院治療に関する取得条件を追加します。

【私傷病特別休暇の拡充内容】

取 得 条 件 (今回追加するもの)	・不妊治療のために通院する場合 ・がんの通院治療等、あらかじめ 20 日以上の計画的な療養の必要がある場合
分 割 取 得	・1 分単位での分割取得が可能

以 上